

2 用語の説明

【 ア 行 】

アウトリーチ推進事業

精神障害のある人等で、未治療の人や治療を中断している人などを、早期に精神科医療につなげられるよう、精神科病院の看護師や精神保健福祉士等が訪問看護を行う事業です。

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味します。

アセスメント

対象者に対して適切な関わりをするために、様々な情報を収集し、状態を見極めることです。

あったかふれあいセンター

高齢者や障害のある人など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動のほか、見守りや訪問活動のなかで高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、小規模ながら多機能な支援を行う拠点をいいます。

医療的ケア児

児童福祉法第56条の6第2項に規定される「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」です。

医療的ケア児支援センター

医療的ケア児やその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携、調整や支援員の養成等を行う中核的な機関のことです。

【 カ 行 】

活動指標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として設定したものを成果目標といいます。また、成果目標を達成するために必要な量等を活動指標といいます。

共生社会

人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会をいいます。

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して、手厚い支援（障害福祉サービス・障害児支援）が提供されます。

高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

高知型地域共生社会

高知型福祉（あったかふれあいセンターに象徴される、中山間地域等における制度サービスの隙間を埋めて、県民誰もが住み慣れた地域で安心してともに支え合いながら暮らし続けられるための本県独自の取組）を継承しつつ、あったかふれあいセンターを活用しながら、市町村の分野を超えた包括的な支援体制の整備を「たて糸」として、人と人とのつながりの再生を「よこ糸」として推進することで織りなす本県が目指すべき地域共生社会の姿をさします。

高知県地域福祉支援計画

社会福祉法に基づき、本県における地域福祉を推進するための基本指針であり、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉関係計画との整合性を図りつつ、地域福祉の視点から本県が定める計画です。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例

全ての県民が安全で快適に暮らせる社会の実現を目的に、建物・道路・公園等の整備方針等を定めた条例（平成9年制定）です。

【 サ 行 】

指定障害者支援施設

都道府県知事の指定を受けて、障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設のことをいいます。

障害児支援

○ 障害児通所支援

・ 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

・ 医療型児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行います。

・ 放課後等デイサービス

就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。

・ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、本人の障害の特性に応じた集団生活の適応支援を行います。

・ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な方に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

○ 障害児入所支援

・ 福祉型障害児入所施設

障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

・ 医療型障害児入所施設

障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

障害者委託訓練事業

就職に必要な知識や技能を修得するため、企業や民間教育訓練機関等において、OA事務の講習や職場体験などの職業訓練を行う事業をいいます。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。公共職業安定所、障害者職業センター、障害

者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行います。

障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項などを協議や調査審議及びモニタリングを行うため、県に設置する機関で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

障害福祉サービス

○ 訪問系サービス

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
- ・ 同行援護
視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに、移動に必要な情報の提供などの支援を行います。
- ・ 重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ・ 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ・ 重度障害者等包括支援
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

○ 日中活動系サービス

- ・ 療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
- ・ 生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・ 就労継続支援（A型 ・ B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
 - ・ 就労定着支援
利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、当該雇用に伴い、生じる日常生活等の問題に関する相談、指導、及び助言その他の必要な支援を行います。
 - ・ 就労選択支援
障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をできるように支援を行います。
 - ・ 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 居住系サービス
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
 - ・ 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
 - ・ 自立生活援助
施設入所支援やグループホームを利用していた者等を対象に、心身の状況、環境等の状況を把握し、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

身体障害者手帳

身体に永続的な一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。

相談支援

障害のある人に、次の支援を行うことをいいます。

○ 市町村による相談支援

障害のある人やその家族からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止や障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行うことをいいます。

○ 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた「サービス等利用計画」を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整を行うことをいいます。

○ 地域相談支援

・ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保や在宅生活等に移行するための活動に関する相談等を行うことをいいます。

・ 地域定着支援

居宅において単身等で生活している障害のある人を対象に、常時の連絡体制確保などの支援を行うことをいいます。

【 タ 行 】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさします。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制をさします。

【 ナ 行 】

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

日本一の健康長寿県構想

県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らし続けることができる高知県を目指して、保健・医療・福祉の各分野の本県の弱みを分析し、これまで取り組んできた施策に新たな取り組みも加えて、平成22年2月にとりまとめた構想をいいます。また、策定後の様々な変化に的確に対応しながら、より政

策効果が上がるように、毎年見直しを行うこととしています。

【 ハ 行 】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

ピアサポーター

精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、自らの経験等を踏まえたサポーターが、地域生活への移行に際し、有効なアドバイスや同行支援等を行います。

P D C A サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことをさします。

福祉・介護事業所認証評価制度

福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながることを期待される取組を積極的に実施している事業所を認証・公表するとともに、認証取得に向けた事業所の主体的な取組を県が支援することで、良好な職場環境の整備による職員の離職防止と、福祉・介護分野全体のイメージアップによる新たな人材の確保を目的とした制度です。

福祉研修センター

福祉を支える人づくりと担い手の確保など、総合的な福祉人材の育成を行うために、高知県社会福祉協議会内に設置している機関です。

福祉人材センター

福祉人材に関する啓発、調査研究、研修事業を行っているほか、福祉人材の登録、就業の斡旋を行うとともに、社会福祉施設経営者に対する相談支援を行うために、高知県社会福祉協議会内に設置している機関です。

ペアレントトレーニング／ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者などがグループで子どもの行動の理解や関わり方について学ぶプログラムのことです。

【 ラ 行 】

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階のことです。

療育手帳

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階に区分されています。

レスパイトサービス

介護者の日々の疲れなどに対し、一時的に介護等を代替することで、介護者の負担軽減を図るサービスのことです。